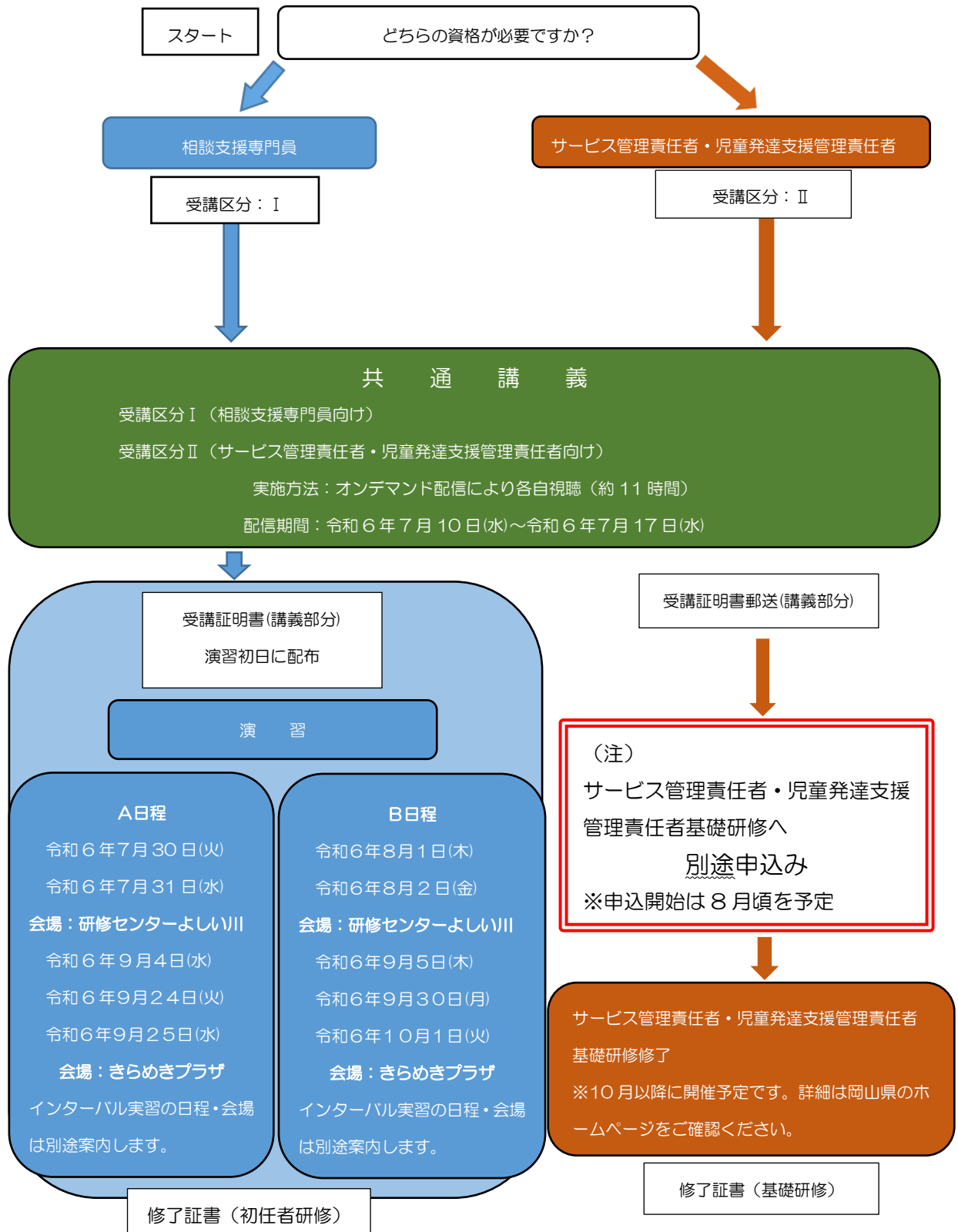


岡山県相談支援従事者初任者研修 研修体系

相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を取得するためには本研修を受講・修了する必要があります。



※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、今回の研修とは別の研修です。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を目標される方は、本研修講義部分（受講区分：II）の受講に加え、別途サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を受講申し込みをしたうえで修了する必要があります。

※受講区分Iの演習はA日程及びB日程で半数程度に分けて実施します。

令和6年度 岡山県相談支援従事者初任者研修 応募要領
(相談支援専門員向け・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け)

1 目的

本研修は、障害者が医療、保健、福祉、就労、教育など各関係分野のサービスを総合的かつ適切に利用できるよう支援するための援助技術を習得するとともに、困難事例に対する支援方法を学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、地域における障害のある人の相談支援体制整備の円滑な推進に資することを目的として実施します。

2 実施主体

岡山県（実施機関：学校法人 旭川荘）

3 受講区分

区分Ⅰ 相談支援専門員向け	
対象者	<p>1 次のア～オの全てを満たす者</p> <p>ア 岡山県内に所在する指定相談支援事業所（特定・障害児・一般）等において相談支援専門員になろうとする者（相談支援従事者現任研修を受講できず資格が失効する者で、相談支援専門員を継続しようとする者は相談支援専門員になろうとする者として見なす。）</p> <p>イ 現在、岡山県内に所在する障害保健福祉関係の事業所等に所属する（所属を予定している）者</p> <p>ウ 所属する（所属を予定している）事業所代表者（運営法人代表者）から推薦を受けることができる者、又は事業所に所属していないなどの理由により推薦を受けることができない者</p> <p>エ 全ての課程を確実に受講し、レポート等の課題を適切に提出できる者</p> <p>オ 過去又は現在においてケアマネジメントを実施した経験があり、かつ演習や実習においてその経験に係る事例の紹介や検討を行うに足る十分な資料を作成することができる者</p> <p>2 岡山県内の自治体職員で相談支援業務に従事する者</p>
課 程	区分Ⅰ・Ⅱ共通講義2日間（約11時間）／ 演習5日間 / 実習2日間
定 員	120

区分Ⅱ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け	
対象者	岡山県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等に所属する（所属を予定している）者であって、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になろうとする者（過去に本研修を受講した者を除く。）
課 程	<p>区分Ⅰ・Ⅱ共通講義2日間（約11時間）</p> <p>※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になろうとする者はこの研修に加えて、別途10月以降に開催予定のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修の受講（8月頃申込み開始予定）が必要です。</p>
定 員	250

注1) 受講申込時点では任用資格に係る実務経験を問いません。

注2) 定員は申込状況及び会場等の都合により変更することがあります。

注3) 演習や実習において紹介や検討を行う事例は、受講者自身がケアマネジメントを実施したものに限りません。そうでないことが発覚した場合は受講決定を取り消します。

注4) 相談支援専門員の資格が既に失効した者は、再度本研修区分Ⅰを受講する必要があります。相談支援専門員は本研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内に初回の相談支援従事者現任研修を修了し、以降、5年度ごとに1回以上現任研修しなければ資格が失効します。なお、初回の現任研修受講者は「受講申込時点から過去5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験があること」、ま

た、2回目以降の現任研修受講者は「受講申込時点から過去5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験があること、又は現に(受講申込時点で)指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事していること」を満たしている必要があります。満たしていない場合、現任研修を受講できず資格が失効します。

4 研修日程・会場

受講区分	課程	日程	内容	会場			
I・II	共通講義	1日目 2日目 配信期間 令和6年7月10日(水)9時 ～ 7月17日(水)17時	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の目的 相談支援の基本的視点 相談支援に必要な技術 障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援の基本姿勢 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点 	<p>オンデマンド配信</p> <p>※インターネット上に掲載された約11時間の講義動画を視聴するための安定した通信環境及び視聴可能な端末が必要です。パソコン推奨。</p> <p>※配信期間中に職場や自宅等で講義動画を視聴してください。</p>			
		3日目 令和6年7月30日(火) 4日目 令和6年7月31日(水) インターバル実習① 5日目 令和6年9月4日(水) インターバル実習② 6日目 令和6年9月24日(火) 7日目 令和6年9月25日(水)	<p>ケアマネジメントの展開 (演習・実習)</p>	<p>【A日程】 7/30・7/31</p> <p>【B日程】 8/1・8/2</p> <p>会場 岡山市東区 西大寺浜610 研修センターよしい川</p>			
I	A日程	3日目 令和6年8月1日(木)		<p>ケアマネジメントの展開 (演習・実習)</p>	<p>【A日程】 9/4・9/24・9/25</p> <p>【B日程】 9/5・9/30・10/1</p> <p>会場 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ</p>		
		4日目 令和6年8月2日(金)					
		インターバル実習①					
		5日目 令和6年9月5日(木)					
		インターバル実習②					
		6日目 令和6年9月30日(月)					
		7日目 令和6年10月1日(火)					
	B日程	3日目 令和6年8月1日(木)				<p>ケアマネジメントの展開 (演習・実習)</p>	<p>【A日程】 9/4・9/24・9/25</p> <p>【B日程】 9/5・9/30・10/1</p> <p>会場 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ</p>
		4日目 令和6年8月2日(金)					
		インターバル実習①					
		5日目 令和6年9月5日(木)					
		インターバル実習②					
		6日目 令和6年9月30日(月)					
		7日目 令和6年10月1日(火)					

注1) インターバル実習の日程・会場は別途案内します。

注2) インターバル実習は既存の事業所等で実施します。受け入れ事業所等に対して、実習を行う上で必要な情報(受講者氏名・所属事業所連絡先等)を提供しますので、あらかじめ御承知おきください。

注3) 受講区分Iの演習・実習はA日程とB日程に分かれており、いずれか一方を受講していただきます。受講申込時に希望の日程をお聞きますが、各日程の受講人数に限りがあるため、希望とは異なる日程で受講決定することがあります。

5 受講申込及び受講決定

- (1) 受講申込は受講者を推薦する者が行ってください。受講者を推薦する者とは、受講希望者が所属する（所属を予定している）事業所代表者（運営法人代表者）のことであり、
- (2) 事業所に所属していないなどの理由により推薦を受けることができない者は個人で受講申込を行ってください。その際は、代表者による推薦欄に個人名を記入し、個人印を押印してください。申込理由について、推薦理由欄に簡潔に記載してください。
- (3) 受講申込は所定の日までに申込書を郵送で提出してください。窓口持参の場合は、「岡山市北区祇園866 旭川荘厚生専門学院受付窓口」までお越しください。

【郵送先】

〒703-8560 岡山市北区祇園866 学校法人旭川荘事務局 佐藤 宛
Tel: 086-275-0145

- ◆申込締切日 各区分共通 令和6年5月31日（金）当日消印有効
- ◆受講決定期日 各区分共通 令和6年6月21日（金）頃

- (4) 締切日を過ぎての受講申込書等の提出は受け付けません。
- (5) 受講決定は上記期日を目途に推薦者宛てに通知します。個人で申込をした場合は、個人宛てに通知します。
- (6) 申込書には必ず受講者個人が管理する電子メールアドレスを記載してください。
- (7) 定員を超える応募があった場合は、受講理由、実務経験年数、推薦の有無、推薦順位、推薦理由等を考慮の上、受講者を選定します。また、受講理由、実施サービス等を考慮の上、申込区分を変更して受講決定することがあります。
- (8) 申込書は3種類あります。必要な様式をご確認の上、お申し込みください。
※申込書は1名につき1枚です。受講区分Ⅰ・Ⅱを並行して両方の資格を目指す方は区分Ⅰで申込んでください。複数枚提出しないようお願いします。

6 受講費用

- (1) 受講費用は次のとおりです。 (税込)

受講区分	研修参加費（資料代含む）
Ⅰ（相談支援専門員向け）7日課程	27,500円
Ⅱ（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け）2日課程	11,000円

- (2) 納入方法は振込払いです。受講決定時に改めて案内しますので、必ず期日までに受講費用を納付してください。
- (3) 受講費用の納付後は、やむを得ない特別な事情があると主催者が判断した場合を除き、受講費用を返還しません。
- (4) 受講に要する交通費、通信費、その他一切の費用は受講者が負担してください。
- (5) 本研修において市販のテキストを使用する予定はありませんが、受講決定時に中央法規出版株式会社が発行しているテキストの注文用紙を同封しますので、希望者は各自購入してください。

7 修了証書・受講証明書及び修了者の公表

- (1) 受講区分Ⅰの全ての課程を修了した者には修了証書を交付します。欠席がある場合は修了証書の交付の対象ではありません。
- (2) 受講区分Ⅱの全ての課程を修了した者には受講証明書を交付します。
- (3) 岡山県において研修修了者名簿を作成し、保管します。
- (4) 受講区分Ⅰの修了者については、岡山県内における相談支援の充実に資するため、所属する（所属を予定している）事業所が所在する県内の市町村へ修了者氏名及び事業所名を提供します。個人で受講申込を行った場合は、在住する市町村へ修了者氏名を提供します。また、研修修了者へ従事状況の調査を行うことがあります。

8 その他

- (1) 原則25分以上の遅刻・早退・中抜けは欠席と見做します。
- (2) レポート等の課題を提出しなかったり、レポート等の内容が基準に満たなかったりした場合は、受講決定を取り消します。
- (3) きらめきプラザには受講者用駐車場がありません。
- (4) 福祉・医療分野に従事する者が受講する研修です。マスクを着用するなどして各自で感染症対策を行ってください。また、インターバル実習において、受け入れ事業所を訪問する際は、感染症対策について受け入れ事業所と協議してください。
- (5) 自然災害等により、研修の延期等を行う場合は、岡山県障害福祉課のホームページ上に掲載しますので、随時御確認ください。

9 問い合わせ先

●受講申込に関すること

〒703-8560 岡山市北区祇園866
学校法人旭川荘 事務局 佐藤
電話 086-275-0145

●事業者指定及び実務経験の要件に関すること 各指定権者にご確認ください。

●研修全般に関すること

〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6
岡山県障害福祉課 額田
(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について：池上)
電話 086-226-7345

※ 電話によるお問い合わせは、平日8時30分から17時15分までの間にお願いします。

10 申込から修了までの流れ

① 締切日までに学校法人旭川荘事務局宛て申込書提出：5月31日（金）消印有効
・事業所代表者（運営法人代表者）が推薦した上で提出すること。

② 受講者選考・受講決定：受講決定予定日：6月21日（金）頃

- ・申込受付期間内に申し込みのあったすべての方へ受講可否を通知します。
6月24日（月）を過ぎても受講可否の通知書が届いていない場合はご連絡をお願いします。

③ 受講費用の納入：払込期限：7月2日（火）

- ・受講決定通知書類に郵便振替用紙を同封しますので、ゆうちょ銀行から振込をお願いします。（手数料はご負担ください。）
- ・払込が遅れる場合は学校法人旭川荘事務局へ電話連絡をお願いします。
- ・振込明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。
- ・受講費用の納入確認後、講義資料を郵送します。受講費用の納付後は、受講辞退の申し出があったとしても、受講費用を返還しません。

④ 講義資料：7月8日（月）までに事業所宛て送付

⑤ 講義視聴用 URL の通知：7月9日（火）17時までに通知

⑥ 講義視聴（7月10日（水）午前9時～7月17日（水）午後5時までの間）

- ・上記期間内であればいつでも視聴できます。

⑦ レポート提出 ※1

- ・〒703-8560 岡山市北区祇園 866 学校法人旭川荘事務局 佐藤 宛
2部 郵送してください。（令和6年7月18日（木）消印有効）

⑧ 演習初日 A日程：7月30日（火） B日程：8月1日（木）

⑨ 演習2日目 A日程：7月31日（水） B日程：8月2日（金）

⑩ インターバル実習① 8/3（土）～9/3（火）の間で半日程度 ※2

⑪ 演習3日目 A日程：9月4日（水） B日程：9月5日（木）

⑫ インターバル実習② 9/6（金）～9/23（月）の間で半日程度 ※3

⑬ 演習4日目 A日程：9月24日（火） B日程：9月30日（月）

⑭ 演習5日目 A日程：9月25日（水） B日程：10月1日（火）

※1 受講区分Ⅱは①～⑦までです。事業所あてに「受講証明書（講義部分）」を郵送します。

※2※3 実習1（演習2日目と3日目の間）及び実習2（演習3日目と4日目の間）で、既存の事業所等において実習を行います。市町村によって個別の事業所で実施する場合と、集合形式で実施する場合があります。詳細は演習当日に説明します。

⑮ 修了証書交付

【A日程 7/30・7/31】 【B日程 8/1・8/2】

研修会場 旭川荘研修センターよしい川

岡山市東区西大寺浜610

電話番号：086-944-6918（当日のみ）



○お車の場合

- ・岡山ブルーラインより、西大寺神崎 I C で降りて北へ 1.5 km
- ・西大寺駅方面より、永安橋を渡って 500 m 先の信号を備前・長船方面へ左折

○JRの場合

- ・JR赤穂線「西大寺駅」から両備バス「神崎経由牛窓行き」乗車、「吉井川キャンパス前」下車すぐ。
- ・西大寺駅下車、タクシーでおよそ 5 分。

【A日程 9/4・9/24・9/25】 【B日程 9/5・9/30・10/1】

研修会場

会場 きらめきプラザ301会議室

住所：岡山市北区南方2-13-1



< 注意 >

障害者の方も多数利用されますので会場内への自家用車の駐車は不可となります。

(障害等特別な理由がある場合は事前にご相談ください。)

- ◆タクシー 岡山駅前から約5分程度
- ◆徒歩 岡山駅前から約15分程度

令和6年度 岡山県相談支援従事者初任者研修日程表
受講区分Ⅰ 相談支援専門員向け(7日課程)

研修カリキュラム				講師		
	日	時	科目・内容	時間(分)		
【講義】	受講区分Ⅰ・Ⅱ共通	【約11時間(1~2日目)】 ■実施方法 オンデマンド配信により各自視聴 ■配信期間 令和6年7月10日(水) ~令和6年7月17日(火)	相談支援(障害児者支援)の目的	60	岡山県相談支援専門員協会 会長 永田 拓	
			相談支援の基本的視点(障害児支援の基本的支援)	150	川崎医療福祉大学 子ども医療福祉学科 助教 種村 暁也 地域サポートセンター仲よし 相談支援専門員 向所 優希	
			相談支援に必要な技術	90	岡山市障害者基幹相談支援センター センター長 村上 真	
			小計	300		
			・障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解 ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本姿勢	180	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	
			相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	90	たかはし松風寮指定相談支援事業所 相談支援専門員 間野 敏志	
			相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	90	岡山市障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員 藪内 誠	
			小計	360		
【演習】	A日程・B日程	【3日目】 A:7月30日(火) B:8月1日(木)	8:30- 受付			
			9:00-17:00	【演習Ⅰ】 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	小計360	ファシリテーター
		【4日目】 A:7月31日(水) B:8月2日(金)	8:30- 受付			
			9:00-17:00	相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術 (模擬事例による演習)	小計420	ファシリテーター
インターバル実習①(半日程度)			課題① 相談支援プロセスの実践Ⅰ 課題② 地域資源に関する情報収集			
【演習】	A日程・B日程	【5日目】 A:9月4日(水) B:9月5日(木)	8:30- 受付			
			9:00-17:00	【演習2-1】 実習課題に基づくアセスメントの検討 スーパービジョンの体験	小計360	ファシリテーター
インターバル実習②(半日程度)			課題③ 相談支援プロセスの実践Ⅱ			
【演習】	A日程・B日程	【6日目】 A:9月24日(火) B:9月30日(月)	8:30- 受付			
			9:00-17:00	【演習2-2】 再アセスメント及び支援方針(計画案)の報告と共有 ケースレビューの体験 【演習3-1】 ケアマネジメントプロセスの定着	小計360	ファシリテーター
	A日程・B日程	【7日目】 A:9月25日(水) B:10月1日(火)	8:30- 受付			
			9:00-17:00	【演習3-2】 ケアマネジメントプロセスの定着 【演習4】 リフレクション(初任者研修の振り返りと今後に向けて)	小計390	ファシリテーター
			閉講、修了証書交付			
				合計2550 (42.5h)		

※現時点での予定ですので講師等変更される場合があります。

令和6年度 岡山県相談支援従事者初任者研修日程表

受講区分Ⅱ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け(講義部分)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を旨される方は、別途申込みの基礎研修の受講も必要です。

研修カリキュラム				講師
日	時	科目・内容	時間(分)	
【講義】 受講区分Ⅰ・Ⅱ共通	【約11時間(1~2日目)】 ■実施方法 オンデマンド配信により各自視聴 ■配信期間 令和6年7月10日(水) ~令和6年7月17日(火)	相談支援(障害児者支援)の目的	60	岡山県相談支援専門員協会 会長 永田 拓
		相談支援の基本的視点(障害児支援の基本的支援)	150	川崎医療福祉大学 子ども医療福祉学科 助教 種村 暁也 地域サポートセンター仲よし 相談支援専門員 向所 優希
		相談支援に必要な技術	90	岡山市障害者基幹相談支援センター センター長 村上 眞
			小計 300	
		・障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解 ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本姿勢	180	岡山県子ども・福祉部障害福祉課
		相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	90	たかはし松風寮指定相談支援事業所 相談支援専門員 間野 敏志
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	90	岡山市障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員 藪内 誠
			小計 360	
			合計660 (11h)	

※現時点での予定ですので終了時間、講師等変更される場合があります。

【参考1】

相談支援専門員の任用資格に係る実務要件

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

介護等の業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

業務範囲	業務内容等	
相談支援	A	1 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2 精神障害者地域生活支援センターの従業者
	B	1 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者
		3 障害者支援施設、障害児入所施設、 <u>老人福祉施設(※ア)</u> 、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者
		4 病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修に相当する研修修了者 (3)国家資格等(※2)を有する者 (4)上記1から3に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者
		5 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者
		6 特別支援学校その他これに準ずる機関(※イ)の従業者(障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間に限る)
	介護等	C
2 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、 <u>老人居宅介護等事業(※ウ)</u> その他これらに準ずる事業(※エ)の従事者		
3 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者		

条件1	条件2
平成18年10月1日においてAに掲げる者であった者	平成18年9月30日までの間に、「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者
社会福祉主事任用資格者等(※1)である者	「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者
社会福祉主事任用資格者等でない者	「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者
	「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して10年以上である者
国家資格等(※2)に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者	「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者(①)、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者(②)、精神障害者社会復帰指導員任用資格者(③)

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

○任用資格

<p>① 社会福祉主事の資格（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事） 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神保健福祉士 (2) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
<p>② 児童指導員の資格（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第59条各号のいずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 精神保健福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの 十 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
<p>③ 精神障害者社会復帰指導員の資格（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの 四 前2号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

○従事内容

<p>※ア 「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。</p>
<p>※イ 「これらに準ずる機関」として特別支援学級が該当。</p>
<p>※ウ 「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は介護保険法第115の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業であつて厚生労働省令で定めるものをいう。</p>
<p>※エ 「これらに準ずる事業」とは、老人福祉法第5条の2第1項に規定する「老人居宅生活支援事業」のうち、老人デイサービス事業（介護保険法の規定による通所介護事業、第一号通所事業）、老人短期入所事業（介護保険法の規定による短期入所生活介護事業）、小規模多機能型居宅介護事業（介護保険法に規定による小規模多機能型居宅介護事業）、認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護事業）及び複合型サービス福祉事業並びに同法第29条第1項に規定する「有料老人ホーム」において、介護保険法の規定による特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを提供する事業をいう。</p>

○厚生労働省資料等

1	<p>(業務従事期間の計算方法)</p> <p>1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。(昭和63年2月12日「業務の範囲通知」別添2の2を参考)</p>
2	<p>(相談支援専門員の要件となる実務経験等について)</p> <p>県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。</p> <p>(答) お見込みのとおり。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問13)</p>
3	<p>(社会福祉主事任用資格等の要件)</p> <p>相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。</p> <p>(答) 介護職員初任者研修に相当するものが該当する。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問14) ※相当するものとして、実務者研修、介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級課程が該当する。</p>
4	<p>(国家資格等該当者の期間計算)</p> <p>相談支援専門員の実務要件にある、国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。</p> <p>(答) 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問15)</p>
5	<p>(保健所での精神保健相談業務)</p> <p>保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。</p> <p>(答) お見込みのとおり。なお、保健所については、診療所に準じたものと考えのほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問16)</p>
6	<p>(介護支援専門員(ケアマネ)の相談支援業務)</p> <p>居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。</p> <p>(答) 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。(H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問17)</p>
7	<p>(社会福祉主事任用資格者等の期間計算)</p> <p>社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
8	<p>(研修受講要件)</p> <p>相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はない。(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
9	<p>(小規模作業所での勤務歴)</p> <p>公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含めて差し支えない。(H18.8.24 主管課長会議資料)</p>
10	<p>(公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の勤務歴)</p> <p>公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記9に準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。 ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。 <p>(平成23年10月26日事務連絡)</p>
11	<p>(障害児関連施設とは)</p> <p>実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)</p>

【参考2】

サービス管理責任者の任用資格に係る実務要件

H31.4更新

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

業務範囲		業務内容等	
相談支援	A	1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者
		3	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従事者
		4	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従事者
		5	特別支援学校の従事者
		6	病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修に相当する研修修了者 (3) 国家資格等(※2)を有する者 (4) 上記1から5に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者
直接支援	B	1	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者
		2	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者
		3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者
		4	障害者雇用促進法第44条第1項に規定する特例子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金受給事業所の従業者
		5	特別支援学校の従業者
条件1		条件2	
社会福祉主事任用資格者等(※1)である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Bの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者	
社会福祉主事任用資格者等でない者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者	
		「Bの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して8年以上である者	
国家資格等(※2)に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して3年以上である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Bの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者	

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件

H31.4更新

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

業務範囲		業務内容等	
相談支援	A	1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者
3		障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センターの従業者	
4		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
5		学校（大学を除く。）の従業者	
6		病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）介護職員初任者研修に相当する研修修了者 （3）国家資格等（※2）を有する者 （4）上記1から5及びBに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者	
	B	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
直接支援	C	1	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
		2	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従業者
		3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者
		4	学校（大学を除く。）の従業者
	D	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者	
条件1		条件2	
社会福祉主事任用資格者等（※1）である者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	
社会福祉主事任用資格者等でない者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	
		①「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して8年以上 ②「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	
国家資格等（※2）に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士